

NCN 放送番組審議会規程

第1条 (設置) 日本海ケーブルネットワーク株式会社(以下「NCN」という)は、有線テレビジョン放送法第17条第3項の規程に基づき、NCN 放送番組審議会(以下「審議会」という)を設置する。

第2条 (目的) 審議会は、自主制作放送番組の適正化を図るため、NCN の諮問に応じ、NCN が制作する自主放送番組について審議する。

第3条 (構成等) 審議会は委員10名以上をもって構成する。

2. 委員は、NCN の放送区域内に住所又は勤務先を有する学識経験者、有識者の中から、会社が選考し、委嘱する。
3. 審議会に会長及び副会長をおき、委員の互選により選任する。
4. 会長は審議会を統括する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障があるときは、その職務を代行する。
6. 委員の任期は、毎年8月1日から翌年7月31日までの2年間とし、再任を妨げない。但し、期間の途中で就任した委員の任期は、期の初めに就任した者の残任期間とする。

第4条 (会議) 審議会は委員総数の2分の1以上の出席があった場合に成立する。

2. 審議会は、原則として毎年2回開催する。ただし、会長またはNCNが必要と認めるときは、随時開催することができる。

第5条 (諮問事項) 審議会は、NCN の諮問に応じ、次の事項について審議し、その結果をNCN に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定または変更。
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定または変更。
- (3) その他審議会の目的を達成するために必要な事項。

第6条 (意見の具申) 審議会は、必要があると認めるときは、NCN に対して意見を述べることができる。

第7条 (放送内容の保存) 審議会は、法令の規程に基づき、NCN に対して必要と認める放送の内容の保存を要求することができる。

第8条 (事務局) 審議会の事務を処理するため、NCN に事務局を置く。

第9条 (その他) 本規定に定めるもののほか、審議会の議事、運営に関し必要な事項は、会長が審議会に図って定めるものとする。

付則 この規程は平成3年7月1日から実施する。

平成17年2月一部改定